

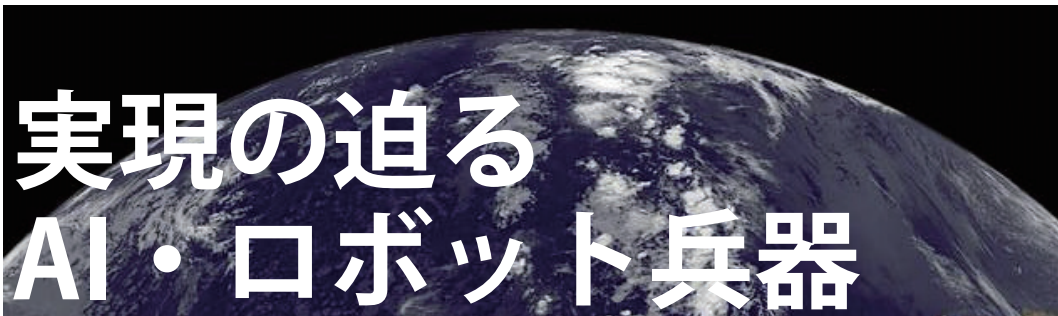
February
2020

特定非営利活動法人
ピースデポ
<http://www.peacedepot.org/>
Email office@peacedepot.org

第2号

ピースデポ 脱軍備・平和 レポート

特集



実現の迫る AI・ロボット兵器

AI（人工知能）の急速な発展により、AIを搭載したロボット兵器の登場が現実味を帯びている。AIに人命を奪う判断を任せて良いのか、その場合の責任は誰が負うのかといった、新しい争点が生まれている。

- ▶ 現実味を帯びる「殺人口ロボット」の登場
- ▶ LAWS（自律型致死兵器システム）開発の現状
- ▶ LAWS 規制に向けた議論
- ▶ 自衛隊も AI 導入を検討
- ▶ 企業も規制に動き
- ▶ AI との共生に向けて

トピックス：

NPT 発効 50 周年／「終末時計」、地球滅亡まで残り 100 秒／トランプ大統領の中東和平案／フランスの核戦略／米海軍、低威力核弾頭を戦略原潜に配備

平和を考えるための映画ガイド：

『ジョジョ・ラビット』／『カンダハール』

連載：全体を生きる（25）：

科学・技術を考え続ける（2）グレタさん（梅林宏道）

日誌：2020 年 1 月 15 日～2020 年 3 月 15 日

現実味を帯びる「殺人口ロボット」の登場

国連のグテーレス事務総長は2020年1月22日に行った所信表明演説¹で、21世紀の進歩を危うくする4つの脅威として、①地政学的緊張、②地球温暖化、③グローバル規模での政治不信、④科学技術発展の負の側面を挙げた。このうち「科学技術発展の負の側面」について、グテーレス事務総長は「AI（人工知能）は人類に大きな進展とともに、大きな脅威をもたらしている。人間の判断を介さずに殺人が行える自律型殺傷兵器は、倫理観と政治的な観点から受け入れられるものではない」と述べ、AIを用いた兵器の開発に対し警鐘を鳴らした。

AIの急速な発展により、AIが敵味方を判断して自動的に攻撃する殺人口ロボット兵器の登場が危惧されている。国連では人間が命令しなくてもAIの判断で自律的に動く兵器を「自律型致死兵器システム」（Lethal Autonomous Weapon Systems: LAWS）と呼ぶ。2014年から特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みで、規制に向けた議論が行われてきた。

完全に自律した兵器はまだ存在していないが、米国、ロシア、中国、フランス、イスラエル、韓国などが開発中だ。AI兵器の自律化が実現すれば、火薬、核兵器に次ぐ軍事上の「第3の革命」になるといわれ、戦争の

様相を大きく変える可能性がある。ヒューマン・ライツ・ウォッチは2012年の報告書で、今後30年以内に完全自律型の殺人口ロボットが開発されると予想している²。

LAWSの使用は、AIの判断が正確であることを前提にすれば、戦場で恐怖や興奮、復讐心などに左右されて判断を誤る人間の兵士に比べ、市民への誤爆が減るなど、むしろ人道的であるとの考え方もある。他方、LAWSに対する懸念としては、AIに人命を奪う判断をさせて良いのかという倫理的・道義的な問題が大きな争点となっている。AIが人命を奪う判断をした場合、責任の所在があいまいになる。AIの判断による違法行為に対して誰も責任を取らなくなれば、違反者を罰することで違法行為を防いできた国際人道法が機能しなくなる恐れがある。

また、戦争へのハードルが下がるのではないかという懸念がある。LAWSを使用すれば自軍の兵士が死傷する可能性が下がるため、為政者は戦争開始の判断をしやすくなる。LAWSは機械である以上、故障や誤作動を起こす可能性もある。さらに、AIが人間に反乱を起こす事態を懸念する科学者もいる。

LAWS 開発の現状

ロボット兵器と聞くと、SF映画『ターミネーター』のような兵器がまず頭に浮かぶかもしれない。完全に自律した兵器は、ターミネーターのように人間に近い思考能力を持ち、自らの判断で標的を選び、攻撃を加える。だが現在のところ、そのような完全に自律した兵器はまだ存在しない。一方、AIを搭載し、機能の一部を自動化した兵器は既に存在し、戦場で使用されている。

慶応義塾大学教授の栗原聡は、著書『AI兵器と未来社会：キラードロボットの正体』（2019年、朝日新書）の中で、ロボット兵器を技術の進展度合いの順に、半自動型兵器、自動型兵器、集団自動型兵器、自律型兵器、集団自律型兵器の5つに分類している。以下では栗原による分類を参考に、LAWS開発の現状を整理する。

半自動型兵器

まず半自動型兵器とは、人間が攻撃対象を設定し、引き金も人間が引くが、その途中過程の多くが自動化された兵器を指す。巡航ミサイルのトマホークは発射されると目的地まで自動飛行するが、目的地の設定と最後に目標を破壊するかどうかの判断は人間が行うため、半自動型である。このような半自動型兵器はすでに数多く実用化されている。半自動型兵器は人間の操作なしに運用す

ることはできず、LAWSには含まれない。

自動型兵器

現在、開発の禁止が議論されているLAWSに含まれるのは、次の自動型兵器からになる。自動型兵器は人間ではなくAIがプログラムに従って攻撃目標を見つけ、引き金を引く。ただし、それらの動作はあらかじめ設定されたプログラムの範囲内であり、自動化はされているが自律兵器とは言えない。自動型兵器は軍人が手を下さなくても機械が自動的に引き金を引くが、機械の動作はプログラムに従うため、実質的にはプログラムを書くエンジニアが引き金を引くことになる。

自動型兵器は、自動化のレベルによって用途限定型と多機能型に分けられる。用途限定型の自動型兵器はすでに実用化されている。イスラエルが開発した無人攻撃機「ハーピー」がそれである。ハーピーは自爆型ドローンとも呼ばれ、攻撃対象のエリア情報を入力して発射すれば、遠隔操作なしに対象エリア上空を旋回しながら標的を自動的に見つけ、近づいて自爆する。

多機能型の自動化兵器についてはまだ実現していないが、ロシアのカラシニコフ社が開発中の「サラート

ニク」などがこれに近い段階まで来ている。小型戦車のような形状のサラートニクは、自動的に攻撃対象を識別し、人間の操作を介さずに状況に応じた臨機応変な攻撃を実行できるとされる。

自動型兵器は単独での作戦実行用の兵器であるが、次の集団型自動型兵器は、複数の自動型兵器に連携機能が搭載され、集団で作戦を実行するものを指す。中国の国有企業が2018年に遠隔操作なしで自動飛行するドローンの編隊飛行実験に成功しており、実戦配備も現実的となっている。

自律型兵器

以上までの兵器は、どのような状況においてどのように行動するかがプログラムとして組み込まれており、行動が自動化されてはいても、兵器が自ら考えるわけではない。したがってプログラムで想定されていない状況には対応できず、誤作動する可能性もある。

これに対し、自律型兵器には、まずメタ目的が与えられる。メタ目的とは、抽象的な目的のことであり、兵器でいえば「戦況を打開せよ」といった目的がそれにあたる。自律型兵器は、与えられたメタ目的を達成するためにどのような行動をするかを自ら考える。変化する状況に応じて目標を達成するための高い汎用性も備える。

集団自律型兵器は、連携機能を搭載した複数の自律型兵器による軍隊であり、キラーロボット開発の最終的な段階である。自律型兵器は現在まだ実現していないが、各国が基礎研究に力を入れている。

武装ドローン利用の広がり

無人航空機など、ドローンの軍事利用が広がっている。現在、少なくとも16か国が武装ドローンを保有し、20カ国以上が開発中とされる。米軍がアフガニスタンやイラクなどで攻撃に使用してきたほか、イスラエル、トルコ、イラン、フランスなどがドローンを攻撃に使用している。さらに多くの国が、ドローンを情報収集などに利用している。ドローンは人間が遠隔操作するため、LAWSには含まれない。ドローン利用には自国の兵士を危険にさらさずに任務を実行できる利点があるため、禁止を求める動きは本格化していない。

今年1月には米軍がドローンによる攻撃でイラン革命防衛隊司令官を殺害し、イランと米国の全面衝突への危惧が高まった。自軍の犠牲を心配しなくて済むドローンによる「手軽な」攻撃が、取り返しのつかない事態を招く危険をはらむことが示された事例といえる

注

1 <https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2020-01-22/secretary-generals-remarks-the-general-assembly-his-priorities-for-2020-bilingual-delivered-scroll-down-for-all-english-version>
2 <https://www.hrw.org/report/2012/11/19/losing-humanity/case-against-killer-robots>

＜表1＞AI・ロボット兵器の分類

		LAWS		無人攻撃機 (ドローン)
	半自動型兵器	自動型兵器／ 集団自動型兵器	自律型兵器／ 集団自律型兵器	
攻撃対象の設定	人間が攻撃対象を設定。	AIがプログラムに従って敵を探す	メタ目的の達成のために攻撃すべき対象をAIが判断。	人間が遠隔操作で設定。
引き金	人間が引く。	AIがプログラムに従って引く。(＝プログラム開発者が引く)	AIが自律的に判断して引く。	人間が引く。
動作	自動(プログラム通り)	自動(プログラム通り)	AIが自律的に動作を判断。	人間が遠隔操作。

※栗原(2019)をもとに筆者作成。

LAWS 規制に向けた議論

LAWS の規制をめぐり、国連では地雷などの非人道兵器を規制する特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の下で、2014 年に非公式の専門家会合が設置された。2017 年からは CCW の政府専門家会合が開かれ、各国の代表や国際機関、NGO、研究者らが LAWS の規制を議論してきた。

2019 年 8 月にジュネーブで開催された政府専門家会合では、LAWS を規制する 11 項目の指針を盛り込んだ報告書が全会一致で採択された（5 ページの資料）。LAWS 規制の初めての枠組みとなる指針は、LAWS には国際人道法が適用されること、兵器を使用する責任は人間にあること、開発・配備・使用の全ての段階で人間が関与することなどを求めている。一方、AI そのものの開発や平和利用を妨げないことも求めた。指針は同年 11 月の CCW 締約国会議で承認され、2 年後に見直しのための会合を開くことも決まった。技術や法律、軍事などの観点から議論を発展させ、国際規制の取りまとめを目指す。

政府専門家会合では中南米やアフリカを中心とする非同盟諸国のグループが、条約化など LAWS に対する法的拘束力のある規制を求めた。LAWS 開発国の中国も法規制を支持するが、規制の対象となる「完全自律型」の範囲を人間が制御できない兵器や自ら進化する兵器に限定することを求めるなど、LAWS 開発で争う米国に対抗して自国に有利な条件で規制議論を進める狙いとみられる。

米露など中国以外の LAWS を開発中とされる国々は、既存の国際人道法で規制可能であるとし、新たな規制には反対の立場だ。日本は LAWS を開発する計画がないと表明する一方、フランスやドイツなどと法的拘束力のない政治宣言などの形での規制を目指している。

合意された指針は LAWS 規制に向けた方向性を初めて示した点で意義があるが、法的拘束力がなく、各国の「努力目標」の域にとどまる。CCW での決定事項は全会一致が原則であるため、思惑の異なる国々が曖昧な形で決着した結果である。ルールを都合よく解釈する国が表れる懸念があり、LAWS の問題を告発してきた国際人権団体などは失望の声をあげている。

LAWS の規制を求める国々や NGO の中には、CCW の枠組みにこだわらず、一部の国だけで新たな禁止条約を目指すべきとの議論もある。その念頭には、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）など NGO の主導で成立した核兵器禁止条約での成功体験がある。

だが、核兵器禁止条約には核保有国やその核の傘に頼る同盟国が参加せず、実効性に疑問符も付いた。LAWS 禁止条約に LAWS 開発国が参加する可能性は極めて低く、実効性が乏しいという問題がある。LAWS 規制をめぐる対立関係は、核兵器禁止条約をめぐる対立関係と似た構図になっている。

＜表 2＞ LAWS 規制に向けた各国の立場

積極派	中国、オーストリア、ブラジル、チリ、パキスタン、イラク、非同盟諸国連合、反 LAWS 団体	実用化前の禁止条約などの法規制が必要。
穏健派	日本、ドイツ、フランス、ベルギー、アイルランド、ルクセンブルク	現行の国際人道法などの枠組みで課題を検証。必要に応じ、政治宣言などの形で規制。
不要派	米国、ロシア、英国、韓国、イスラエル、オーストラリアなど	新たな規制は不要。現行の国際人道法で規制可能。

※上野 (2019) ³、読売新聞 (2019 年 8 月 19 日) ⁴ をもとに筆者作成。

<資料>

自律型致死兵器システムにおける新興技術に関する政府専門家会議の2019年国会報告

（ピースデポによる仮訳）

2019年3月25日～29日
ジュネーブ

附属書4
指針

1. 国際人道法が全ての兵器システムに完全に適用され続け、これはLAWSの開発及び使用の可能性を含む。
2. 兵器システムの使用についての決定に係る人間の責任については、その説明責任は機械に移転され得ないため常に人間側にある。これは当該兵器のライフサイクルの中で完結して考慮されるべきである。
3. 様々な形態を取り、武器のライフサイクルの様々な段階で実装される可能性のある人間と機械の相互作用は、LAWSの分野における新興技術を用いた兵器システムの潜在的な使用が適切な国際法、特に国際人道

法に従うことを確保すべきである。人間と機械の相互作用の質と範囲を決定する際には、運用の文脈、および武器システム全体の特性と機能など、様々な要因を考慮する必要がある。
4. CCWの枠組み内でのあらゆる新たな兵器システムの開発、配備及び使用の説明責任は、適用可能な国際法に従って確保されるべきであり、責任を有する人間による指揮統制チェーンの範囲内で兵器システムが稼働することを含む。
5. 新たな兵器又は戦闘手段若しくは方法の研究、開発、取得又は採用する場合に、国際法の下での各国の義務とともに、その使用が部分的又は如何なる場合であっても国際法により禁止されているか否かを決定しなければならない。
6. LAWSの分野での新たな技術に基づく、新たな兵器を開発又は取得する場合は、物理的な防護、（ハッキングやデータのなりすましを含む）適切な非物理的な保障措置、テロリスト・グループによる取得のリスクや拡散のリスクについても考慮されなければならない。

7. 如何なる兵器システムにおいても新たな技術のリスク評価、影響緩和措置は、設計、開発、実験、及び配備サイクルの一部である。
8. LAWSの分野における新たな技術の使用に際しては、国際人道法及びその他の適用可能な国際的な法的義務に合致するように考慮する。
9. 可能な政治的措置を形成する際には、LAWSの分野における新たな技術は、擬人化されるべきでない。
10. CCWの文脈における議論及び政策措置はAIの自律型技術の平和的利用のアクセスや進展を妨げるべきでない。
11. CCWは条約の趣旨と目的に照らしてLAWSの分野での新たな技術の問題を扱うための適切な枠組みを提供しており、軍事的必要性と人道上の考慮の適切なバランスを取る。

出典：国連 HP

CCW/GGE.1/2019/CRP.1/Rev.2

[https://www.unog.ch/80256EDD006B8954/\(httpAssets\)/5497DF9B01E5D9CFC125845E00308E44/\\$file/CCW_GGE.1_2019_CRP.1_Rev2.pdf](https://www.unog.ch/80256EDD006B8954/(httpAssets)/5497DF9B01E5D9CFC125845E00308E44/$file/CCW_GGE.1_2019_CRP.1_Rev2.pdf)

自衛隊も AI 導入を検討

日本はCCWの政府専門家会合に向けた作業文書⁵で、完全自律型の致死性を有する兵器（LAWS）を開発する計画はないという立場を表明した。ただし、有意な人間の関与が確保されたLAWSについては、ヒューマンエラーの減少や、省力化・省人化といった安全保障上の意義があるとしている。

自衛隊の人手不足が深刻化する中、日本の防衛省もAI活用に向け動き出している。2018年12月に閣議決定された防衛大綱⁶と中期防衛力整備計画（中期防）⁷では、AI導入の取り組みが初めて盛り込まれた。防衛大綱は、各国がAIを搭載した自律型無人兵器システムの開発に取り組んでいる現状を指摘し、少子高齢化が課題となる中、自衛隊の人的基盤強化のために「人工知能等の技術革新の成果を活用した無人化・省人化を推進する」としている。また、軍事技術の進展の中で防衛のための技術基盤を強化するため、「人工知能等のゲーム・

チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して選択と集中による重点的な投資を行う」とする。

2019年度から5年間の中期防においても、「装備体系の見直し」として、限られた人材を最大限有効に活用して防衛力を最大化するため、AIの導入、無人航空機の整備などの無人化の取り組みを積極的に推進するとしている。

注

3 上野博嗣（2019）「ロボット兵器の自律性に関する一考察」『海軍校戦略研究』（9-1）、139-158。

4 読売新聞（2019年8月19日）「AIロボ兵器 規制へ議論」。

5 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000459707.pdf>

6 <https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2019/pdf/20181218.pdf>

7 https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2019/pdf/chuki_seibi31-35.pdf

企業も規制に動き

科学者や企業の間では、LAWS に反対する動きが広がっている。国際人工知能学会は 2018 年 7 月、LAWS の開発、生産、取引、使用を行わないとする宣言を発表した。宣言には、米グーグル社傘下の AI 開発企業など 160 社と 2400 人の個人が署名した。2017 年には故スティーブン・ホーキング博士が、「強力な自律兵器をもたらす AI の登場は、文明史上最悪の出来事になるおそれがある」と警告している。

米 IT 大手のグーグル社は 2017 年、米国防総省との間で、グーグルの AI による映像解析をドローン攻撃の性能向上に用いるプロジェクトに契約した。2018 年にこの契約が明らかになると、社内外で AI の軍事転用への懸念が高まり、複数の従業員が抗議のため退職した。さらに 4 千人以上の従業員が、戦争ビジネスへ参入しないようピチャイ最高経営責任者に求める公開書簡に署名した。こうした動きを受け、ピチャイ氏は 2018 年 6 月、グーグル社は AI を兵器開発や監視技術に使わないなどとする AI 利用の指針⁸を発表した。

グーグル社は開発しない AI アプリケーションとして、「危害をもたらす可能性のある技術」「人を傷つけることが主目的の兵器や技術」「国際的規範に反した監視のた

めに情報を収集・使用する技術」「国際法や人権を侵害することを目的とした技術」の 4 項目を挙げた。ただし、兵器使用のための AI 開発は行わないが、サイバーセキュリティ、研修、人事管理など、その他の分野での軍民協力は継続するとした。

オランダの NGO「Pax」は 2019 年 8 月、米アマゾン・ドットコム社や米マイクロソフト社といった世界有数のハイテク企業が殺人口ボットの開発に関与し、世界を危険にさらしているとする調査報告書を発表した⁹。報告書は 12 カ国 50 社を LAWS に対する姿勢で「最善の事例」「中程度の懸念」「大きな懸念」にランク付けしている。AI を兵器開発に使用しない指針を発表したグーグル社は、日本のソフトバンク社などと共に「最善の事例」に挙げられたが、米国防総省のクラウドコンピューティング契約へ入札したアマゾン社やマイクロソフト社は「大きな懸念」に分類された。

AI やロボットは軍民両用の技術であり、使用者だけでなく、開発者にも倫理が求められる。技術の軍事転用を防ぐため、AI やロボットの開発に取り組む企業は、何に取り組み、何には取り組まないかの倫理指針を定めるべきだ。

AI との共生に向けて

完全に自律した LAWS はまだ存在せず、その定義もあいまいな点が残るが、AI 技術は急速に発展しており、本格的な LAWS が登場する前に実効性を持った規制の枠組みを作る必要性が増している。核兵器や対人地雷、生物・化学兵器は、それらが実際に使用された後に規制や禁止の国際ルールが作られた。LAWS でも技術が先行し、規制の議論が置き去りになっている。LAWS の使用が悲惨な結果を招く前に、それを防ぐルール作りが求められる。

一方、AI の平和利用は私たちの生活や社会を便利にする可能性もある。特に、高齢化や人口減少が続く先進諸国においては、高い汎用性と自律性を持った AI 搭載ロボットが農業や介護など様々な分野で労働力となり、人間の生活や社会の維持を助けることが期待される。日本は AI 分野の研究開発力において諸外国から大きく引き離されていると言われるが、世界に先駆けて超高齢化社会を迎える中、AI を活用して課題を克服することで、AI 平和利用のイニシアチブを取る努力が必要であろう。

同じ軍民両用技術でも、原子力開発などは研究開発の

ために大規模な研究施設を必要とするが、AI は特別な研究施設を必要としないため、専門知識があれば誰でも研究開発に取り組むことができる。だからこそ、AI は悪用されるリスクも大きい。使用者だけでなく開発者に対してもルールの作成や倫理教育が必要になる。企業や技術者の中に LAWS に反対する動きが広がっているのは望ましいことだが、科学技術の利用を市民がいかに監視できるかが問われている。そして国際人道法に反するような兵器を決して許さないという国際世論を形成することが、LAWS の開発を抑止するために不可欠だ。

（特集記事担当：森山拓也）

注

8 <https://www.blog.google/technology/ai/ai-principles>

9 <https://www.paxforpeace.nl/publications/all-publications/dont-be-evil>

トピックス

核不拡散条約（NPT）発効 50 周年

1970年3月5日に発効した核不拡散条約（NPT）は本年3月5日に50周年を迎えた。これを機にいくつかの締約国は声明を発表したが、各国の足並みは必ずしも揃っていない。例えば、米国はNPT発効50周年を記念して発表した声明の中で、中国は今後10年間で核備蓄を少なくとも倍増させようとしており、ロシアは原子力巡航ミサイルなど新たな兵器運搬システムを開発していると指摘し、両国に対して新たな三国間軍備管理イニシアチブを提案した。これに対して中国は3月6日に同イニシアチブに参加するつもりはないと述べ、核軍縮に関しては米国が新戦略兵器削減条約（新START）の延長を求めるロシアの要請に応え、その巨大な核兵器をさらに削減することが不可欠であると述べた。また、これは他の核兵器国が多国間核軍縮交渉に参加するための条件となると指摘した。

これとは別にNPT上の核兵器国とされる米英仏露中の5か国は共同で声明を発表し、NPTは核兵器拡散という脅威を阻止する国際的な取り組みに不可欠な土台を

提供してきたと評価し、5か国は国際原子力機関（IAEA）の査察に対する全面的支援を誓い、他国も追随するように強く求めた。その背景にはNPTが実際には核兵器の拡散を完全には止められなかったという実態がある。実質的な核兵器国であるインド、パキスタン、イスラエルはNPTの締約国ではなく、北朝鮮はNPTを2003年に脱退して核兵器を開発し、イランもIAEAに協力すると表明しているものの、断続的に核開発を進めていると見られている。

こうした中で日本政府も声明を発表し、NPTが国際的な核軍縮・不拡散体制を支え、国際社会の平和及び安全の確立と維持に貢献してきたことを高く評価する一方で、国際社会は大量破壊兵器拡散の脅威増大や核軍縮に関する見解の相違といった厳しい状況に直面しており、核兵器国と非核兵器国の双方が参加し、現実的かつ具体的な取り組みをすべく国際社会に結束を呼びかけるとしている。

「終末時計」、地球滅亡まで残り 100 秒

1月23日、米国の科学誌「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト（原子力科学者会報）」は、地球滅亡までの時間を示す「終末時計」が昨年より20秒進み、残り100秒になったと発表した。

終末時計は深夜0時を地球滅亡の時に見立てて、核戦争などの危機が高まると時計の針を進め、地球滅亡までの残り時間を象徴的に示す。終末時計は1947年、核戦争の危険性を警告するために米国の科学者たちが創設した。1947年は地球滅亡の7分前を示していたが、米ソが水爆実験を繰り返した1953年に残り2分となった。冷戦が終結した1991年には17分前まで戻されたが、米国と北朝鮮の核戦争の危機が高まったことで、2018年には再び2分前となった。今回示された残り100秒は、冷戦期を超える史上最大の危機を警告している。

史上最大の危機が示された理由として、INF全廃条約の失効、イラン核合意崩壊の危機、米軍によるイラン革

命防衛隊司令官殺害による危機の高まり、北朝鮮の核をめぐる交渉の停滞に加え、気候変動対策の遅れと、サイバー空間における偽情報の広がりなどが挙げられた。

「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト」のレイチェル・ブロンソン最高経営責任者は声明で、「我々は今回、世界がどれだけ破滅に近づいているかを時間でも分でもなく、秒で示している」と説明し、「いかなる誤りや遅れも許されない状況だ」と危機感を示した。

声明 <https://thebulletin.org/doomsday-clock/current-time/>
プレスリリース <https://thebulletin.org/2020/01/press-release-it-is-now-100-seconds-to-midnight/>

トランプ大統領、中東和平案を発表

2020年1月28日、米国のトランプ大統領は新たな中東和平案を発表した。同提案はイスラエル側の要求を色濃く反映したもので、中東問題解決の基礎を担ってきた国連安全保障理事会決議242号などの国際的合意から逸脱している。

第一に和平案は東エルサレムを含むエルサレム全域をイスラエルの首都としているが、これは1967年の第3次中東戦争でイスラエル軍が占領した地域からの撤退を要求する安保理決議242号第1項(i)に反している。パレスチナ自治政府のアッバス議長は和平案に対して、パレスチナ人はイスラエルの占領を終わらせ、東エルサレムを首都とする国家の樹立を目指しており、我々は跪きも降伏もしないと反発した。第二に和平案はパレスチナ難民の帰還を認めないとしているが、これは難民問題の正当な解決を要求する安保理決議242号第2項(b)に反している。第三に和平案は、第3次中東戦争以前にヨルダンがヨルダン川西岸とガザ地区に有していた領土に相当する広さの土地をパレスチナ領とする一方で、同戦争以前にシリアが支配していたゴラン高原、ヨルダンが支配していたグマル・バークーラおよびヨルダン川西

岸に現存するユダヤ人入植地はイスラエル領とするとしている。これは第3次中東戦争でイスラエルが占領した一部地域の併合を認めることになり、上述の安保理決議242号第1項(i)に反している。第四に和平案はパレスチナ国家による軍隊保有を禁止し、ヨルダン川西岸の領空とガザ地区はイスラエル軍の管理とするとしている。これはパレスチナ国家が統治する領域の一部を外国政府が管理することを意味し、国家が領域内の排他的管轄権を持つという国家主権の原則から逸脱している。

こうしたトランプ大統領による和平案は、侵略による領土拡張の禁止や主権平等という国際社会の基本原則をないがしろにし、力の行使と既成事実の積み重ねによる入植地の拡大と占領地のイスラエルへの併合を認めるものといえる。

トランプ和平案：<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2020/01/Peace-to-Prosperity-0120.pdf>

マクロン仏大統領、核戦略で演説 欧州各国に戦略対話を提案

2020年2月7日、フランスのマクロン大統領は、フランスの国防戦略について演説し、フランスが保持する核抑止力を欧州の安全保障に果たせる役割につき欧州各国と「戦略対話」をすすめていきたい意向を表明した。

演説でマクロン大統領は、次のように述べた。「核抑止力は、特にヨーロッパにおいて、平和と国際安全保障の維持に基本的な役割を果たしてきた。」「フランスの核戦略の基本的な目的は、(略)戦争を防ぐことである」とした。さらに、「我々の核戦力はそれ自体、特にヨーロッパにおいて抑止力を持っている。フランスの核戦力は、その存在そのものによってヨーロッパの安全を強化している」とヨーロッパにおけるフランスの核戦力の存在意義を強調した。その上で、「フランスの重要な関心事は現在、ヨーロッパの要素を有している。この精神のもと、我々は、集団的安全保障におけるフランスの核抑止が果たす役割について、ヨーロッパのパートナーと戦略対話を発展させたい」と提案している。

この背景には、英国の欧州連合(EU)離脱により、フランスがEU内で唯一の核兵器国保有国となったことがあ

る。また米露間の中距離核戦力(INF)全廃条約が失効し、中国が世界で影響力を強めようとする中、「欧州大陸での非常に多くの悲劇を経て獲得した平和を危うくしかねない」冷戦時のような対立で板挟みに陥らないようにするため、欧州が行動することが強く求められていると欧州各国に呼びかけたのである。

フランス大統領が自国の核戦略について表明するのは、2015年2月9日、オランダ大統領が保有核兵器を300発として核戦力の現状を公表して以来5年ぶりのことである。

マクロン大統領スピーチ：<https://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy/security-disarmament-and-non-proliferation/news/news-about-defence-and-security/article/speech-of-the-president-of-the-republic-emmanuel-macron-on-the-defense-and>

米海軍、低威力核弾頭を戦略原潜に配備

2020年2月4日、米国防総省（以下DOD）は、ジョン・ロード国防次官の声明で、米海軍が潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）用に爆発力を抑えた低威力の小型核弾頭「W76-2」を実戦配備したと発表した。W76-2弾頭は、既存のW76-1（90キロトン）弾頭の爆発力を5～7キロトンに改修したものである。全米科学者連盟のハンス・クリステンセン氏によると、今回の実戦配備は、戦略原潜「テネシー」（キングスベイベイ基地）が搭載するトライデントD5用のSLBMの一部（推定50発）が、W76-2用に使われているとみられる。元々、これは、2018年2月に発表されたトランプ政権の核態勢見直し（NPR）において敵対国の防衛網を突破することができる迅速対応の選択肢を確保するため、「少数の既存のSLBM弾頭を新型の低威力爆弾に改造」するとして盛り込まれていたものである。その1年後、2019年2月、米国家核安全保障管理局（NNSA）がパンテックス核兵器工場において、W76-2弾頭の第1生産ユニットが完成し、2019年度内に海軍に引き渡されると発表してい

た。今回の実戦配備の発表は、計画が予定どおり進んでいることを示唆している。

同声明は、W76-2配備は「抑止力を強化し、米国に迅速で残存可能な低威力の戦略兵器を提供する。拡大抑止へのコミットメントを支援し、また米国はあらゆる脅威のシナリオに確実かつ断固として対応できるため、限定的な核使用にはメリットがないことを潜在的な敵に示すことができる」としている。しかし戦略原潜から発射されるミサイルが、低威力なのか戦略核なのかの区別ができないため、誤認され誤った反応を引き出す危険性がある。これによりロシアの警戒感を強めることにしかならず、このまま進めば米露の核軍拡競争に拍車がかかることが懸念される。

米国防総省声明：<https://www.defense.gov/Newsroom/Releases/Release/Article/2073532/statement-on-the-fielding-of-the-w76-2-low-yield-submarine-launched-ballistic-m/>

平和を考えるための 映画ガイド

ジョジョ・ラビット

本作品の冒頭は、ヒトラーと彼に熱狂する人々の記録映像から始まる。当時を描いたドキュメンタリー作品などでお馴染みの場面であり、何度も目にしたことのある観客も多いだろう。だが本作品が観客を驚かすのは、その映像の背景にザ・ビートルズの「抱きしめたい」が流れていることだ。ヒトラーに熱狂する人々はまるで、コンサートでアイドルに熱狂するファンのように見える。当時、ヒトラーは英雄であり、アイドルのような存在だったことを思わせる演出である。

第44回トロント国際映画祭で最高賞「観客賞」に輝き、第92回アカデミー賞で6部門にノミネートされ、脚色賞を受賞したタイカ・ワイティティ監督の『ジョジョ・ラビット』は、ナチスやヒトラーは英雄だ

と洗脳されていた当時の典型的なドイツ人少年が、ユダヤ人少女との交流を通じて変化していく姿を描いたヒューマン・コメディである。

本作品は、ナチス政権下の暮らしを子供の目線で明るくポップに描いている点で、当時を描いた他の作品と大きく異なる。ナチス政権当時を描いた作品は数多くあるが、どれも暗く、重苦しいトーンで強いメッセージを伝えている。だが、誰もがヒトラーやナチスに熱狂していた時代に育った無邪気な子供の目には、夢や甘い幻想に包まれた世界が映っていたのではないだろうか。

当時を描くにあたって異質とも言えるワイティティ監督の演出は、非常に巧みだったように思う。主人公の少年の目線を通して色鮮やかに、生き生きとしたタッチで戦時下の暮

らしが描かれていることで、スクリーンに映る映像が遠い過去ではなく、まるで現代の我々のことを描いているかのような身近さで迫ってくるのだ。だからこそ、作品後半で次第に灰色に染まっていく風景が、戦争は私たちの日常も壊してしまうのだというリアリティを観客に突き付ける。

それでは、本作品の内容を紹介したい。舞台は第二次世界大戦下のドイツ。ナチスに心酔する10歳の少年ジョジョは、ナチスの青少年集団ヒトラーユーゲントの訓練合宿に参加する。だが訓練で命令通りウサギを殺すことのできなかったジョジョは、臆病者の「ジョジョ・ラビット」と不名誉なあだ名をつけられてしまう。ジョジョは「空想上の友達」であるアドルフに励まされ訓練に戻る

が、張り切りすぎて大けがを負ってしまう。

怪我が治るまで自宅待機となったジョジョは、母親が自宅の隠し部屋でかくまっていたユダヤ人少女のエルサと出会ってしまう。ジョジョは警察に通報しようとしたが、エルサは「通報すれば？ あんたもお母さんも協力者だと言う。そうなれば全員死刑」と逆にジョジョを脅したのだった。困り果てたジョジョは、「ユダヤ人の秘密を全部話す」という条件で、エルサが家に住み続けるのを認める。エルサからユダヤ人の「悪魔性」を聞き出し、ユダヤ人撲滅のための本を書くことを思いついたのだった。

こうしてジョジョは毎日、エルサからユダヤ人について教わることになる。ナチスから教え込まれた通り、

ユダヤ人は下等で悪魔のような存在だと信じるジョジョに、エルサは教養とユーモアに富んだ態度で応じる。エルサの話に惹かれるジョジョは、彼女に翻弄されながらも、次第に彼女自身にも惹かれていく。そして、ジョジョが信じていた幻想は揺らぎ、ナチスの教えについて疑問を持ち始める。

ワイティティ監督は本作品を、反ヘイトの風刺であると紹介している。観客は、ナチスの作り出した幻想の中で暮らし、ユダヤ人への悪意に満ちた偏見を信じ切っていたジョジョが、自分の頭で考え、人間として正しい選択ができるようになるまでの成長を見守ることになる。

ナチスが作り出した幻想の中に生きていたのは、ジョジョのような子供だけではなかった。私たちは歴史

を振り返ることでヒトラーやナチスの過ちを知ることができるが、当時は多くの大人たちもナチスを熱狂的に支持し、それが作り出す幻想を信じていたのだ。そう気付くとき、ナチス政権下の暮らしを「明るくポップに」描いた本作品が、強いリアリティを持って私たちに迫ってくる。

世界的に人種や民族、宗教の異なる人々への憎悪が高まっている現代だからこそ、多くの人に観られるべき1本としておすすめしたい。

(森山拓也)

『ジョジョ・ラビット』

原題：JOJO RABBIT

監督：タイカ・ワイティティ

2019年／米国／108分／英語

カンダハール

イランのモフセン・マフマルバフ監督による『カンダハール』(2001年制作)は、911以前の、タリバン政権下のアフガニстанを亡命アフガン人女性の目線から描いた傑作である。

主人公のナファスはカナダに暮らす女性ジャーナリスト。彼女はアフガニстанにおける女性問題について取材している。冒頭で、アフガン人女性の囚われる幾つもの「牢獄」を逃れてきた人間とみずからを紹介する彼女は、「20世紀最後の日食の時に自殺する」と書いた手紙をよこした妹を救うため、単身亡命先のカナダからアフガニстанのカンダハールを目指す。彼女にとって、アフガニстанに戻ることは逃れたはずの「牢獄」の中へふたたび戻っていくことを意味していた。

『カンダハール』はイスラム原理主義組織タリバン政権下の女性たちに焦点をあてているが、その射程は女性だけにとどまらない。象徴的なのは、作中をつらぬくモチーフとして登場する「地雷」と「義足」であ

る。一人国に取り残され、希望を失い自殺を考えているというナファスの妹は、家族とともに亡命する途次、誤って地雷にふれて片足を失い、国に留まらざるを得なくなった過去がある。『カンダハール』には、同じように地雷で脚や腕を失った人々があまた登場する。みずからの足を失うことはどこへも逃げ出すことのできない不自由の象徴であり、タリバン政権のあり方がただ女性だけではなく、男性にとっても「牢獄」であったことを作中において強く暗示している。

さらに、『カンダハール』は、その構成自体が牢獄に似た構造になっている。冒頭、ナファスがヘリコプターから最初に見るのは赤十字の医療キャンプである。そこでは医療チームが地雷によって足を失った犠牲者たちに義足を提供しているのだが、義足を求めて群がってくる松葉づえをついた人々の群れを、ナファスはヘリコプターから眺めるのである。そしてカンダハールを目指しながら苦しい旅をした果てに彼女は

ふたたびその医療センターに辿りつき、みずからが乗っているはずのヘリコプターからパラシュートで義足の降ってくる光景を見る。そこでナファスの現在と未来は接着してしまうのだが、カンダハールはまだその更に遠くにある。

ナファスは果たしてふたたび「牢獄」を逃れ、妹を絶望から救いだせるのだろうか。作中ではその答えは示されない。暗示される悲しい結末と同様に、アフガニстанの国は『カンダハール』から20年の時を経た現在もまだ、混迷をつづけている。

(筆名：うろこ)

『カンダハール』

原題：Safar-e Ghandehar

監督：モフセン・マフマルバフ

2001年／イラン・フランス／85分／ペルシャ語・英語・パシュトゥー語

第25回 科学・技術を考え続ける(2) グレタさん

日本では余り報道されなかったが、後に有名になった国連の気候変動会議でのスピーチをするまえに、グレタ・トゥンベリさんは米国議会の公聴会でスピーチをした。そのとき、彼女は「皆さん、私の話に耳を傾けないで下さい。私は皆さんが科学者に耳を傾けて欲しいのです」と訴えた。

別の機会に彼女が述べていた「政府の会議からは何も生まれない、行動している私たちの行動からだけ何かが始まる」という言葉に共感するいっぽうで、科学者に対する無防備な信頼を感じさせるこの言葉に、私はひっかかった。批判というよりも理解の淀みである。彼女の科学者に対するこの信頼はどこから生まれているのだろうか。

近代がヨーロッパから始まったとき変化の鍵を握ったのは、多くの歴史家や社会学者が指摘するように科学の興隆であった。中世の宗教的価値基準を打ち壊して科学的な価値基準が力を増していった。スウェーデンで教育を受けた16歳の少女が、教養として科学への信頼を身につけていたとしても不思議ではない。しかし、もし私が、「科学者の声はいつも聴くに値するのですか」と問うたならば、彼女はどうか答えるであろうか、と想像する。おそらく「信頼できる科学者もいれば、信頼できない科学者もいる」と答えるに違いない、と私には思われる。局面が変わって科学者が不誠実だと訴える必要があれば、彼女は「科学者を信用するな」と言うだろう。彼女の批判精神は十分に旺盛であり、「科学者の声を聴け」という言葉は、目の敵に対するレトリックであると解釈できそう。とりわけ彼女の目前には、トランプという科学的議論の対極にある言辞を弄する権力者がいる。

しかし、そうだとすると、彼女の「科学者に耳を傾けて」という言葉に私はやはりもう少しこだわらなければならない。

私が信頼する活動家の数人が属する米国の科学者グループに「憂慮する科学者同盟」(UCS)がある。UCSの魅力の一つは、彼らが米国の一般市民と接点を保ちつつ、絶えず

市民に行動を促している活動スタイルである。核兵器、ミサイル防衛、食品の安全性、再生エネルギーなどに関して、科学的専門知識を駆使しながら政策批判や代案の提言を行い、選挙区の議員に対して市民が政策要求の声をあげることを求めている。

UCSが市民を動員するときのメッセージは、「科学こそが民主主義の基礎である」「科学を軽視する政治と闘おう」である。そして市民に「科学のチャンピオン(擁護者)」になろうと呼び掛けている。誤った政策は「科学の悪用」として科学の名のもとに批判される。UCSは決して科学の擁護団体ではないし、科学者の利益団体でもない。むしろ、市民の安全、平和、健康のために科学的専門知識をもって闘う市民運動体である。

UCSが市民に対して科学を語るときに付与している科学への信頼のメッセージはこれでいいのだろうか？この疑問が、私のグレタさんの言葉へのこだわりにつながる。UCSが科学を語る語り口は、近代が科学を謳歌したときの科学の語り口に近い。戦後の日本の民主主義科学者運動の言葉にも近い。しかし、実際のUCSの科学者たちの社会的な在り方は、もっと新しい科学者の在り方を示している。彼らは科学的な価値の直接的な創造者ではなく、科学的価値と市民の生活や生命といった倫理的価値ともいえるものとの融合を図るという生き方をUCS活動において試みている。

私たちは、このような科学の在り方に、別の言葉と意味を見出すべきである。近代を超える領域を示す言葉が必要だ。

近代の科学は、伝染病を克服し、化学繊維とプラスチックを生み、機械化さらに電子化を進めた。しかし、いま、近代の果てに、核兵器の破壊力を手にした権力者を生み、遺伝子操作の悪夢と人口頭脳を資本主義の市場にゆだねざるをえない時代に私たちは生きている。このポスト・モダンの科学の在り方の側面をUCSに見るべきであろう。グレタさんとともにある科学者もまた、このような科学者であらざるをえないだろう。

全体を生きる

梅林 宏道

(題字は筆者)



うめばやし ひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデボ特別顧問。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012～15年)。

日誌

2020.01.15~03.15

作成: 森山拓也

【核兵器・軍縮】

●1月23日 パキスタン軍、核弾頭搭載可能弾道ミサイル、ハトフ3の発射実験実施。

●2月4日 米国防総省、新型SLBM、低威力核弾頭W76-2の実戦配備を発表。ロシアの脅威に対抗する措置と位置づけ。

●2月5日 米軍、ICBMの発射実験をカリフォルニア州で実施。

●2月7日 マクロン仏大統領、自国が保有する核抑止力が欧州の安全保障に果たす役割について欧州各国と対話を行いたい意向表明。希望する国はフランスの核戦力部隊の訓練に参加可能と提案。

●2月10日 米国防総省は2021会計年度の国防予算案発表。核兵器の近代化に関して前年比18%増の約290億ドル(約3兆1800億円)要求。国防予算総額は前年並みの約7410億ドル。

●2月17日 米軍、核弾頭搭載可能ミサイル、SLBMトライデントIIの発射実験をカリフォルニア沖で実施。

●2月21日 米国防総省、新たな海洋発射型核巡航ミサイル配備を、今後7～10年で目指すと発表。中露の脅威を念頭。

【日米安保・憲法】

●1月18日 米トランプ大統領、日米安全保障条約改定60年に合わせて声明発表。日米同盟の強化、日本のさらなる貢献に強い期待を示す。

●1月19日 安倍首相、現行の日米安全保障条約署名60周年を記念する式典に出席し、「日米安保条約は不動の柱」と述べる。

●1月20日 安倍首相、施政方針演説で、憲法審査会で憲法改正議論を深めるよう呼びかけ。

●1月23日 安倍首相、衆院本会議で海自の中東派遣に関し、「現時点では米イラン間で武力行使が行われている状況にない、自衛隊が紛争に巻き込まれる危険があるとは考えていない」と答弁。

●1月27日 安倍首相、衆院予算委員会の質疑で、「自衛隊を憲法に明記し、正当性確定が安全保障・国防の根幹」と述べ、改憲に意欲を示す。

●1月28日 安全保障関連法は憲法9条に違反するとして集団訴訟に対し、大阪地裁で、自衛隊出動差し止めの訴えを却下。国家賠償請求は棄却の判決。

●2月14日 防衛省、自衛隊が安全保障関連法に基づいて行う米軍の艦艇や航空機の防護について、2019年は計14回実施と発表。

●2月26日 中東派遣の海自護衛艦「たかなみ」、現地で「調査・研究」に基づく情報収集活動開始。

●2月29日 自衛隊、タイ中部で米軍とタイ軍主催の多国間軍事演習の一環として在外邦人の保護訓練実施。

●3月1日 河野防衛相、防衛省・自衛隊内のパワハラやいじめに対する処分基準引き上げを通過。

●3月6日 河野防衛相、自衛隊備蓄のマスク100万枚を、新型コロナウイルス対応として民間へ供給と発表。

【朝鮮半島】

●1月15日 DPRK、各道で当委員会の総会開催。経済建設と軍事力強化による「正面突破戦」に向けた課題を議論。

●1月15日 文韓国大統領、南北離散家族のDPRKへの個人旅行解禁を検討中と発表。

●1月17日 韓国統一部、南北民間交流活性化のため、自国民の訪朝を禁じる独自制裁の緩和を示唆。

●1月19日付 李容浩(リ・ヨンホ) DPRK外相が退任。後任は李善権(リ・ソンゴン)。

●1月20日 韓国統一部、自国民のDPRKへの個人旅行解禁は国連制裁の対象に当たらないとの見解発表。

●1月22日 DPRK、人民武力相に金正寛(キム・ジョンガン)氏任命。

●1月22日 DPRK、新型肺炎対策で国境を閉鎖。

●1月29日 労働新聞、新型肺炎対策について、「国家の存亡に関する重大な政治的問題」と強調。

●1月30日 南北朝鮮当局、新型肺炎対策の一環で開城(ケソン)の南北連絡事務所の運営を休止。

●1月30日 DPRK、金剛山にある韓国側施設の撤去を当分延期すると韓国に通知。新型肺炎対策に専念のため。

●1月31日付 DPRK、新型肺炎対策で中朝間の列車・航空便を停止。

●2月4日 韓国統一部、南北民間交流担当局を「室」に格上げ。

●2月12日付 国連安保理、19年のDPRKによる制裁決議違反事例をまとめた報告書を発表。

●2月15日付 カンボジアが国連安保理の制裁決議履行のため、昨年末にDPRK労働者全員を送還したことが明らかに。

●2月26日 「国境なき医師団」のDPRKへの新型肺炎支援物資が国連安保理の制裁対象外に。

●3月1日 文韓国大統領、3.1運動記念式典の演説でDPRKへ保健協力を呼びかけ。

●3月2日 DPRKが今年初めてミサイル2発を発射。超大型多連装ロケットとみられる。

●3月3日 韓国統一部、今年的主要業務推進計画として、「保健・接境協力」と「個人旅行」などを決定。

●3月5日 金委員長、文大統領に新型肺炎克服を祈願する親書。

●3月5日 DPRKのミサイル発射に英仏独など欧州5か国が安保理決議違反と非難声明。

●3月9日 DPRK、ミサイル3発を発射。超大型多連装ロケットとみられる。実戦配備の可能性。

●3月12日 金委員長が軍砲兵部隊の射撃訓練を指導。通常兵器の訓練。

【イラン・中東】

●1月28日 トランプ大統領、イスラエル・パレスチナの和平案「繁栄への平和」を発表。ヨルダン、トルコ、イランなどは和平案を強く非難する声明を発表。

●1月30日 米国、イラン原子力庁およびサーレヒ長官への経済制裁を実施。一方、人道支援として医薬品のイラン向け販売・輸送を完了。

●2月11日 パレスチナのアッバス議長、国連安保理に出席し、トランプ大統領の中東和平案に改めて拒否の姿勢を示す。

●2月27日 シリア政府軍の空爆により、イドリブ県でトルコ軍兵士34

今号の略語

AI=人口知能
CCW=特定通常兵器使用禁止制限条約
DOD=米国防総省
DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
IAEA=国際原子力機関
ICBM=大陸間弾道ミサイル
LAWS=自律型致死兵器システム
NNSA=米国家核安全保障管理
NPT=核不拡散条約
SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル
UAE=アラブ首長国連邦
WHO=世界保健機関



非核化合意履行・監視プロジェクト

最新号「監視報告No.21」(2月17日)

「事韓国市民団体の声明に賛同するとともに、日本の市民社会の行動を訴える」

ブログ: <https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/>
メルマガ購読希望の方は、office@peacedepot.org まで

「北東アジア非核兵器地帯へ: 朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動」

名が死亡。トルコはシリア政府軍への報復攻撃を開始。

●2月29日 米国とアフガニスタンのタリバンがカタールにおいて和平取引に署名。米軍の撤退に道筋。

●3月5日 ロシアのプーチン大統領とトルコのエルドアン大統領、シリアのイドリブ県での戦闘を6日から停戦で合意。

【原発】

●1月17日 四国電力伊方原発3号機運転差し止めの住民側請求を広島高裁が認める決定。

●1月20日 福島第一原発3号機から使用済み核燃料取り出し開始。

●1月20日 定期点検のため停止中の四国電力伊方原発3号機で、燃料集合体の落下信号誤発信トラブル。

●1月25日 四国電力伊方原発3号機、定期検査中、ほぼ全電源一部喪失の停電トラブル発生、定検を中断。核燃料プールの冷却、43分間停止。

●1月27日 関西電力高浜原発3号機で使用済みMOX燃料の取り出し作業始める。

●1月29日 関西電力、テロ対策施設設置の遅れから高浜原発3、4号機を8月と10月にそれぞれ停止と発表。

●1月30日 関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを求める仮処分、大阪高裁は住民の抗告を棄却。

●2月3日 政府、各国大使館に福島第一原発の処理水処分について海洋放出と大気放出が現実的な選択肢だとする提言案を説明。

●2月4日 小泉原子力防災担当大臣、原発から30キロ圏内の住民にも甲状腺被曝を防ぐ安定ヨウ素剤を積極的に事前配布するよう、関係24道府県に要請。

●2月6日 東京電力福島第一原発2号機原子炉建屋内で作業員が内部被曝、除染措置受ける。

●2月7日 日本原子力発電敦賀原発2号機の審査で、原電が断層の地質データを書き換えていたことが発覚。

●2月16日 「脱原発をめざす首長会議」が国内の全原発の廃炉を求める緊急声明を発表。

●2月17日 UAE当局、バカラ原発1号機の運転を承認。韓国が海外に建設し

た初の原発。原発稼働はアラブ諸国で初。

●2月19日 福島第一原発事故、福島県を通り原発集団訴訟で、福島地裁が東電に計約1,200万円の賠償判決。

●2月22日 フランス電力、国内最古の原発、フェッセンハイム原発1号機の運転を停止。2号機も6月に停止され、廃炉となる。

●2月26日 東北電力女川原発2号機、原子力規制委員会の安全審査に合格。

●2月26日 IAEAのグロッシ事務局長、福島第一原発を視察し、処理水処分方法について「科学的実証」を重視。海洋放出の際はモニタリングの支援も表明。

●3月3日 日本原子力発電東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定を目指す市民団体「いばらき原発県民投票の会」は署名数が直接請求に必要な5万人に到達と発表。

●3月4日 福島県双葉町の避難指示一部解除。

●3月10日 福島第一原発、北海道避難者の集団訴訟で、札幌地裁は東電と国の責任を認め、原告89人に計5293万円の賠償判決。国は津波を予測できたと指摘。

●3月12日 福島原発事故で故郷喪失した福島住民らの集団訴訟で、仙台高裁は東電に賠償増額を命じる判決。

●3月14日 福井県高浜町元助役・森山栄治氏から総額3億6千万円相当の金品が関西電力役員ら75人に渡り、原発工事などの代金が役員らに還流していたと関電第三者委員会が認定。

●3月14日 東日本大震災と福島第一原発事故で運転を見合わせていたJR常磐線が、9年ぶりに全線開通。

【沖縄】

●1月22日 安倍首相、衆院本会議で日米同盟の抑止力の維持、普天間飛行場の危険性除去に辺野古新基地建設推進を強調。

●1月23日 辺野古の米軍キャンプ・シュワブゲート前で市民ら約150人が新基地建設違法工事に抗議、全国の地方議員有志も座り込み参加。

●1月25日 米軍特殊作戦用MH60ヘリコプター1機が沖縄本島沖に墜落、

乗務員5人を救助。防衛省は不時着と説明。

●1月29日 米軍伊江島補助飛行場でパラシュート降下訓練中、物資が基地外に落下。

●1月30日 辺野古新基地建設で沖縄防衛局は埋め立て区域内に土砂を搬入。米軍キャンプ・シュワブゲート前で約100人の市民が抗議。

●2月2日 航空自衛隊員が那覇空港で実弾所持。所属基地で実弾紛失、代わりに模造弾発見。

●2月9日 陸自「水陸機動団」が米軍金武ブルービーチ訓練場で沖縄初の日米共同訓練公開。

●2月13日 玉城知事、県政運営所信表明で辺野古新基地建設埋め立て工事中止、普天間基地の早期閉鎖、返還等を政府に要求すると述べる。

●2月20日 石垣島の陸自ミサイル基地建設に反対する市民連絡会、建設工事が特別天然記念物のカンムリワシの生息を脅かしているとして、繁殖期の3～10月の工事中止を防衛省に要請。

●3月11日 辺野古新基地建設予定地の軟弱地盤について、防衛省の技術検討会での意見を受け、防衛省は追加調査を行わないことを確認。

【その他】

●1月22日 グテーレス国連事務総長、所信表明演説で、21世紀の4つの脅威として、地政学的緊張、気候変動、グローバル規模での政治不信、科学技術発展の負の側面を掲げる。

●2月19日 4月米ニューヨークでのNPT再検討会議に合わせて日本原水爆被害者団体協議会が国連本部で開催する「原爆展」について、外務省が原発事故パネル展示あるなら後援困難と説明。

●3月11日 WHOのテドロス事務局長、「新型コロナウイルスはパンデミックといえる」と述べ、各国に対策強化を訴え。

●3月12日 新型コロナウイルスの世界感染拡大を受け、米ニューヨーク国連本部で4月開催予定のNPT再検討会議の延期に向け国連と関係国が調整。

●3月12日 NPT再検討会議に合わせて、現地開催が計画されていた「原水爆禁止世界大会」が中止に。

編集後記

▶2月22日にピースデポ第21回総会・記念講演会を開催しました。ゲスト講師のグレゴリー・カラーキー氏（憂慮する科学者同盟；米国）は、トランプ政権の核政策を日本政府が支持し、アジアへの核配備を要求したことを驚くべきこととして指摘しました。そのうえで、核廃絶は政府主導のトップダウンでは実現できず、市民社会によるボトムアップ

の取り組みが必要と強調しました。

▶総会直後から、新型コロナウイルスの感染が日本でも拡大し、混乱や不安が広がっています。ピースデポ事務所の業務は今のところ通常通りですが、4月ニューヨークでのNPT再検討会議が延期されるなど、核軍縮に関わるNGO等の活動にも影響が出ています。

▶SF作品で度々描かれてきた自律

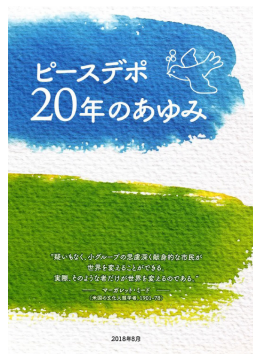
的に行動するロボットが、AI技術の進展で実現に近づいています。人間と共生するドラえもんのようなロボットを生む可能性も、ターミネーターのような人類の脅威となる兵器を生む可能性もあります。科学技術の利用を「シビリアン・コントロール」するために、市民の間でも議論や関心を高める必要があります。（森山）

ピースデポの出版物

「ピースデポ20年のあゆみ」

—ピースデポの取り組みがこの1冊に!

2018年8月刊
A4版、36ページ。カラー写真多数。
価格:300円+送料82円



- ★年ごとの年表とハイライト
- ★要約年表
- ★主な取り組み
- ★受賞
- ★出版物リスト
- ★歴代役員
- ★協力者 など

●寄付のお願い

私たちの調査・研究活動は、平和・軍縮問題に関心を持つ、一人一人の市民によって支えられています。皆さまのご支援をお願いします。

【郵便振替口座】

口座番号 00250-1-41182

口座名称 特定非営利活動法人ピースデポ

【銀行口座】

横浜銀行 日吉支店

普通 1561710 トクヒ) ピースデポ

『脱軍備・平和レポート』第2号

発行日 2020年4月1日

発行元 NPO 法人ピースデポ

〒223-0062 横浜市港北区日吉本町1-3-27-4 日吉グリーン1F

TEL 045-563-5101 FAX 045-563-9907

Eメール office@peacedepot.org

ホームページ <http://www.peacedepot.org>

編集委員

森山拓也 (編集長)

湯浅一郎、渡辺洋介

制作 NPO 法人ピースデポ

印刷 (株)野崎印刷

「核軍縮・平和2019」

2020年3月5日刊
A5判、339ページ
発売元:緑風出版

- ★特別記事:朝鮮半島非核化から北東アジアの非核兵器地帯へ／監視報告／専守防衛考
- ★トピックス トランプ政権の核軍事戦略など

一般価格 2000円

会員価格 1700円

2020年3月刊行



●ピースデポ入会の案内

会員、賛助会員、年間購読者には、『脱軍備・平和レポート』(年6回)と『ピースデポ会報』(年2回)に加え、資料年鑑の書籍『ピース・アルマナック(仮)』をお届けします。

詳細や入会の申し込みはピースデポ HP をご覧ください。(http://www.peacedepot.org/joinus/member/)

●「よこはま夢ファンド」

横浜市市民活動推進資金「よこはま夢ファンド」を活用してピースデポに寄付を頂くと、所得税や法人税について寄附金控除など税の優遇措置が受けられます。

詳しくは横浜市 HP をご覧ください。寄付は全国どこからでも可能です。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/shien/yumefund/gaiyou.html>)

次の方々が本号の発行に 参加・協力しました

朝倉真知子、梅林宏道、大嶋しげり、
清水春乃、中村和子、原三枝子、
丸山淳一、森山拓也、山中悦子、
湯浅一郎、渡辺洋介 ※50音順

定価:300円